

コスモエコパワー株式会社「（仮称）秋田由利本荘ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和7年6月13日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）秋田由利本荘ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 秋田県秋田市雄和下黒瀬、下浜名ヶ沢、雄和平沢水沢、雄和相川、由利本荘市岩城君ヶ野、岩城道川、岩城勝手及び岩城内道川
- ・原動力の種類： 風力（陸上）
- ・出力： 最大100,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和7年 3月25日
環境大臣意見受理	令和7年 6月 6日
経済産業大臣意見	令和7年 6月13日

問合せ先：電力安全課 小西、木全
電話03-3501-1742（直通）

コスモエコパワー株式会社「（仮称）秋田由利本荘ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

（2）累積的な影響

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（4）事業計画の見直し

上記（1）から（3）のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（5）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方

法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、そのうち複数の方向から影響を受ける可能性がある住居も複数存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、騒音による生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、そのうち複数の方向から影響を受ける可能性がある住居も複数存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(3) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、浄水場、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている土砂流出防備保安林等の保安林が存在しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているマルコガタノゲンゴロウ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等によ

る水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川、沢筋の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避し、又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地及び森林法に基づき指定されている土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林が存在することに加え、山地災害危険地区調査要領（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域の一部は、ノスリ等の猛禽類及びハクチョウ類の渡りの集結地と重複していることに加え、想定区域に隣接する位置に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき森林鳥獣生息地として指定されている県指定道川鳥獣保護区が存在しており、ノスリ等の猛禽類、ガン類、ハクチョウ類等の渡り経路や夜間の渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避し、又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域の一部に自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全

基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヨシクラスが存在していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避し、又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。